



大正町並み  
復興中

半地下住宅規格並に取扱方針

- 一、規格 1 一戸建とし建坪は必要の最小限度にとどめ、概ね普通住宅は最大五坪(有効坪数)以下、工員宿舎にありては一〇坪以下たること 2 床面は概ね地盤面より、二尺五寸以下又は之に準ずるものたること 3 屋根は一尺以上盛土すること 4 適当なる換気装置を設けること 5 道路の中心線より五メートル以上後退し隣接建物との間一〇メートル以上の距離を存すること 6 重要施設(含堅牢建物)周辺五〇メートル以外たること
- 7 便所及炊事場は半地下構造に依らざることを得
- 二、取扱方針 1 要残留者住宅に充つるものたること 2 復旧建設相談所に於て相談に応じ之が技術的指導を行なう 3 要復旧工場工員宿舎の用地・資材・労務に付て相談所に於て之が斡旋を行なう。普通住宅に付ては自分の間疎開木材及瓦の斡旋を行なう 4 規格に適合せるものの建設は何等手続きを要せず 5 規格に適合せざるものは所轄警察署に於て取締を加え建設せしめざるよう指導す 6 防空空地(含疎開跡地)及防空帯地域(近く決定の見込み)には原則として之が建設をなさしめざるよう措置す 7 既存の防空壕を住居に転用使用し居るものは之を認むること

表 158 戦災をうけた一般軍事扶助者への見舞金

見舞金種別	金額	内 訳				
		死亡	重傷	軽傷	全焼	半焼
軍 事 保 護 院 裁	17,310円 (539世帯)	1人 50円 18名	1人 30円 7名	1人 20円 3名	1戸 30円 536戸	1戸 20円 3戸
恩賜財団 軍人援護会 大阪府支部	17,245円 (539世帯)	1人 50円 18名	1人 25円 7名	1人 15円 3名	1戸 30円 536戸	1戸 15円 3戸
堺市銃後奉公会	5,620円 (539世帯)	1人 10円 18名	1人 10円 7名	1人 10円 3名	1戸 10円 536戸	1戸 10円 3戸

三、注意事項 水道・瓦斯・電気の施設は当分不可能の見込み

罹災者給与金・減免税措置 一般罹災者については前述のように応急処置として救済物資を配給したが、さらに戦時災害保護法にもとずいて左記のように給与金を贈呈し、また災害死者の遺族および治療三週間以上の重傷者にたいし、府知事・堺市長・戦災援護会大阪府支部より、一人あたり弔慰金一〇〇円・見舞金五〇〇円を贈呈した。

一、給与金の交付額(一〇月二〇日現在) 内訳 (一) 遺族給与金 六三三件 三〇万三、七〇〇円 (二) 住宅給与金 四三三件 四三万二、六九二円 (三) 家財給与金 八、四二九件 三七一、九〇八円 計 九、四九六件 四四万五、四七八円

二、遺族弔慰金・重傷者見舞金の交付 (一) 死亡者にたいする遺族弔慰金 六〇七件 六万七、〇〇〇円 (二) 重傷者にたいする見舞金 一一九件 五、九五〇円 計 七二六件 六万六、六五〇円

また軍人遺族が罹災した者は四、七〇〇世帯の見込みで、遺族総世帯一万四、九〇〇の三割五分に当った。市ではこれら罹災遺族中、被軍事扶助家族(合法外援護)で罹災により生活困難をきたした者五七〇世帯にたいし、早急に軍人扶助の手続きを取り、五三八世帯については軍事扶助金の九月分まで一五万九、七〇〇円を市費繰替によって前渡しするとともに、事情に応じ堺市銃後奉公会から一時援護金を給与した。さらに一般軍事扶助者にたいして、軍事保護院・軍人援護会・堺市

銃後奉公会より表二天のように、それぞれ見舞金を贈呈した。

なお戦災者にたいして戦時災害国稅減免法・戦時災害府稅減免条例・戦時災害市稅減免条例にもとずき、稅の減免を計るとともに、納稅準備預金積立をしていた者で家計困難に陥った者、あるいは仮設住宅建設のため資金を必要とする者にたいし、払戻しの処置を講じ、戦災者救援に側面的活動を行なった。

戦災死者追悼式 一、八〇〇の戦災死者の諸霊を慰めるため、市では七月二九日午後二時より、竜神駅前(焦土に祭壇を設け、市長祭主となり、遺族および市民代表多数参加のもとに)に追悼法要を執行した。まず穴沢助役の開会の辞にはじまり、堺仏教団の読経のうちに河盛市長が、つぎの追悼の辞を述べ、遺族・参列者それぞれ焼香におよんだ

が、遺族席には嗚咽の音がしきりに起り、悲憤な追悼式であった。

戦災死者追悼法要弔辞 焦土の惨風なお熱氣を帯び痛憤の鬼魂幽現の境に彷徨す。この秋、戦災爆地の一角を清浄し壇を設け、悲しくも魔翼の下、妖火に燃れし精霊を招じ、香を薫じ経を典じ遺族各位と共に市民代表者一同相会して哀悼の至誠を捧げ、以て英霊を弔す。

惟ふに戦局の危急するところ、敵の本土空襲日に酷烈を加え、伝統を誇る都市相次いで憎むべき劫火の犠牲となり、幾多の同胞天寿未だ全うせず、怨を懐いて冥府に赴く。人生の痛恨これに勝るものなし。嗚呼最愛の骨肉猛煙猛火の裡に相求め相擁して倒る。酸鼻誰か面を掩ふて泣かざるものあらん。

然りと雖も今や皇國存亡の危急に直面し、皇國に生を享けたるもの均しく欣然と難に赴く。誰か死を惜むものあらんや。想をここに致せば死抗し必死敢闘消火遂に力尽きて倒れたる、洵に戰場勇士の壮烈なる散華に比肩し得るものといふべく、在天の諸霊、以て莞爾として賑するところあるべし。

即ち茲に戦災死者追悼法要執行に当り、至誠を捧げ恭しく諸霊の冥福を祈り、併せて聖霊を戴き焦土の中に毅然立つて仇敵必滅に郷土復興に、邁進せんことを靈前に誓はんとす。

仰ぎ希願はくは在天の諸霊永く照覧、皇國守護に秘力を垂れ給ふべし。

堺市長 河盛安之介

終戦 五次にわたる空襲は堺市とその市民生活を完全な破滅状態におとし入れた。生き残った市民たちは、焼野原に露生活を営みながら、かろうじて生命を保った。

こうなっても軍部は、なおも「国体護持」「一億玉碎」を叫んで絶望的な抗戦に国民を動員しようとした。しかし八月六日広島に、ついで九日長崎に原子爆弾が投下され、さらに九日、ソ連が参戦するにやぶんで、軍部はその息の根をとめられた。政府はポツダム宣言を受諾し、八月一日正午、悪夢のような戦争は終わった。市民は廢墟の中で、あらためて再建復興に着手することになるのである。



写 154 戦災死者追悼式